

平成30年度事業報告関連資料

関係団体各位

消費税に関する事業者向け広報・周知等へのご協力のお願い（協力依頼）

日頃より大変お世話になります。

2019年10月1日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、関係府省庁が連携して軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を推進しているところです。また、消費税率引上げ前後の需要の平準化を図るため、昨年11月に価格設定に関するガイドラインを政府としてとりまとめ、その周知に努めているところです。

こうした取組の一環として、今般、政府において新聞記事下広告・雑誌広告を作成し、事業者の皆様への広報を実施しているところですが、一層の周知・広報を図るため、同広告を貴団体及び貴団体傘下の各団体の機関紙（誌）やホームページ等にご掲載いただくことにつきまして、格別のご理解・ご協力ををお願い申し上げる次第です。

掲載をお願いしたい広告の版下データを別添のとおり送付させていただきます。サイズにつきましては、紙面の記事下に掲載することを想定し、紙面の大きさに合わせいくつか種類をご用意いたしておりますので、掲載スペースにあったものをご利用いただければ幸いです。掲載する際、紙面の大きさに合わせて、多少、縮小又は拡大されることは構いませんが、追記・一部削除・修正等をされる際にはあらかじめご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、無償でご掲載いただけることを前提にお願いするものですので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

大変ご面倒をおかけしますが、事業者の皆様に対する軽減税率制度・ガイドラインの周知・広報につきまして、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡をいただけると助かります。

<お問い合わせ先>
農林水産省 食料産業局
食品流通課食品サービス第1班 石黒
TEL：03-3502-8267（直通）
MAIL：azusa_ishikuro260@maff.go.jp

財務省・内閣官房

「10月1日以降2%値下げ!」という 値下げセールをしたらダメ?



2
10/1以降
%OFF



SALE

▶ OK!!

問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元!」「消費税はいただきません!」など、消費税と直接関連した広告です。10月から値下げセールを行っても構いませんし、「10月1日以降2%値下げ!」などの広告も、消費税と直接関連しないので、NGではありません。

10月1日より前の値上げは、 便乗値上げになるからダメ?



コストが上昇。
商品を値上げしても
いいのかな?

▶ OK!!

問題ありません。例えば、消費税率引上げ前の需要の高まりやコストの増加に応対して値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。

税抜での価格表示はダメ?



¥3,000
(税抜)

▶ OK!!

問題ありません。消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。

これはNG

- 事実に反して「今だけお得」等の形で消費者に誤認を与え、駆け込み購入を煽ること
- 仕入業者・下請業者に対する買いたたきなど、消費税の転嫁拒否を行うこと

▼ OK? NG? 迷った時は ▼

- セール・「今だけお得」関係 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)
便乗値上げ関係 消費者庁消費者調査課 03-3507-9196
価格表示関係 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)
転嫁拒否関係 公正取引委員会消費税転嫁対策調査室 03-3581-5471(代表)
中小企業庁消費税転嫁対策室 03-3501-1511(代表)

※「消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドライン」や「転嫁対策 事業者向けパンフレット」でもご確認いただけます。

●より詳しい内容についてはこちら

価格設定 ガイドライン

検索

転嫁対策 事業者向け パンフ

検索

事業者の
皆さんへ

10月1日

こんな値付けはNGと思つていませんか?
消費税率引上げ・前後の
値上げ・値下げ



中小食品事業者の消費税軽減税率対応を支援！

レジ・システム補助金

A
型

複数税率
対応レジ



B
型

電子的受発
注システム



C
型

請求書管理
システム



2019年9月30日までの導入が対象です。
動作テストや研修も見込んで早めのご計画を！

農林水産省

**A
型**

複数税率 対応レジ



現行

○×スーパー 領収書

野菜	1	¥108
雑貨	1	¥324
合計		¥432

制度
対応

○×スーパー 領収書

野菜※	1	¥108
雑貨	1	¥330
合計	¥438 (10%対象 ¥330) (8%対象 ¥108)	
※印は軽減税率対象商品		

補助対象
事業者

中小の青果店・鮮魚店・直売所・
スーパー・その他小売・外食など

補助対象
経費

レジ・タブレット本体、ソフトウェア
券売機、レシートプリンタなど

補助率

原則 3/4以内

(3万円未満のレジを1台のみ購入する場合は4/5以内)

補助上限

レジ1台あたり20万円

※商品マスタの設定が必要な場合には20万円加算
複数台申請 1事業者200万円

申請期限は2019年12月16日まで。同年9月30日までにレジの導入を終え、支払いを完了したもの。

B
型

電子的受発 注システム



現行

商品コード	商品名	原価	…
0000001	コシヒカリ	2,160	…
0000002	ティッシュ	1,080	…

制度
対応

商品コード	商品名	税率	原価
0000001	コシヒカリ	8%	2,160
0000002	ティッシュ	10%	1,100

補助対象
事業者

中小の製造・卸売・小売・外食
など

補助対象
経費

電子的受発注システムの改修
パッケージ製品の導入など

補助率

原則 3/4以内

補助上限

発注システムのみ 1,000万円
受注システムのみ 150万円
受発注システム両方 1,000万円

申請期限は2019年12月16日まで。同年9月30日までにシステムの導入を終え、支払いを完了したもの。

C
型

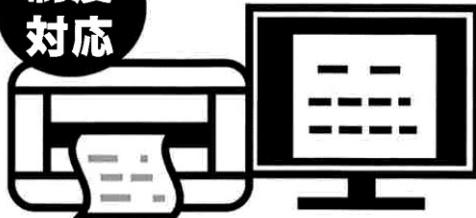
請求書管理 システム



現行



制度
対応



補助対象
事業者

中小の製造・卸売・小売・外食
など

補助対象
経費

異なる税率を区分記載した請求
書の発行システムの改修など

補助率

原則 3/4以内

補助上限

1事業者あたり150万円以内
※事務機器1台あたり20万円

申請期限は2019年12月16日まで。同年9月30日までにシステムの導入を終え、支払いを完了したもの。

本補助金の詳しい情報や最新の情報はホームページをご確認ください。



お問合せ先

軽減税率対策補助金事務局

専用ダイヤル 0120-398-111 (通話料無料)

ホームページ <http://kzt-hojo.jp/>

リサイクル適性 A
この印刷物は、資源循環の一環へ
リサイクルできます

農林水産省 食料産業局 企画課
03-3502-8111(代表)
内線: 4137
2019年2月発行

消費税の価格表示に係る特例措置の恒久化に関する要望について（総額表示義務の廃止）

— 11月16日 —

(日食協-301031)

2018年11月16日

農林水産大臣

吉川 貴盛 殿

一般社団法人 日本加工食品卸協会

会長 國 分 晃



拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当業界に対しまして格別のご指導を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、消費税の総額表示義務につきまして、製配販の業界団体が合議し、
価格表示に係る特例措置の恒久化（総額表示義務の廃止）に関する要望を
とりまとめました。

つきましては、別紙のとおり提出させていただきますので、ご高配を賜
わりますようお願い申し上げます。

敬具

【担当・連絡先】

一般社団法人 日本加工食品卸協会
専務理事 奥山 則康
電話 03-3241-6568

消費税の価格表示に係る特例措置の恒久化に関する要望について
(総額表示義務の廃止)

2018年10月31日

<小売事業者団体>

オール日本スーパーマーケット協会	会長	田尻 一
全国小売酒販組合中央会	会長	坂田 辰久
一般社団法人全国スーパーマーケット協会	会長	横山 清
日本小売業協会	会長	清水 信次
一般社団法人日本スーパーマーケット協会	会長	川野 幸夫
日本チェーンストア協会	会長	小濱 裕正
日本チェーンドラッグストア協会	会長	青木 桂生
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	会長	中山 勇
一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会	会長	齋藤 充弘

<卸売事業者団体>

全国卸売酒販組合中央会	会長	松川 隆志
全国菓子卸商業組合連合会	理事長	関口 快流
全国化粧品日用品卸連合会	会長	森友 徳兵衛
一般社団法人日本医薬品卸売業連合会大衆薬卸協議会	会長	松井 秀夫
一般社団法人日本加工食品卸協会	会長	國分 晃

<製造事業者団体>

一般財団法人食品産業センター	会長	小瀬 昉
食品産業中央協議会	会長	伊藤 雅俊
全国食品産業協議会連合会	会長	山本 隆英
全国製麺協同組合連合会	会長	大峯 茂樹
一般財団法人全国豆腐連合会	代表理事	齊藤 靖弘
全日本菓子協会	会長	川村 和夫
日本一般用医薬品連合会	会長	柴田 仁
一般社団法人日本即席食品工業協会	理事長	松尾 昭英
日本豆腐協会	会長	棚橋 勝道
一般社団法人日本パン工業会	代表理事	飯島 延浩
一般社団法人日本冷凍食品協会	会長	伊藤 滋
一般社団法人日本アパレル・ファッショング産業協会	理事長	北畠 稔
一般社団法人日本ボディファッショング産業協会	会長	塚本 能交

(公印省略)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は私ども業界に対しまして格別のご指導を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、本年 6 月 15 日に閣議決定されましたいわゆる骨太方針 2018（経済財政運営と改革の基本方針 2018）では、「景気変動の安定化に万全を期す」との基本的な考え方方が示されました。しかしながら、これまで国内景気は緩やかな回復基調にあると報じられているものの、個人消費は未だ活発になったとは言えず、明確に成長を実感できていないのが実態です。

また、2019 年 10 月には消費税率 10%への引き上げが予定されていますが、さらに 2021 年 3 月には消費税転嫁対策特別措置法が失効する予定であり、現在の価格表示の特例措置がその時点で終了し、税抜価格のみを表示することができなくなってしまいます。

私どもは、税込価格を表示すること（以下、「総額表示」という）が個人消費の減退に繋がること等から、一貫して総額表示の義務化に反対してまいりましたが、ここに改めて以下の理由により総額表示義務に反対を表明いたしますとともに、価格表示に係る特例措置の恒久化について要望いたしますので、格別のご理解ご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

敬 具

記

個人消費の減退に繋がり、デフレ化の一因となる総額表示義務に反対し、税抜価格表示の恒久化（総額表示義務の廃止）を要望いたします。

1. 個人消費の減退に繋がる総額表示義務に反対します！

消費税額を含む総額表示が個人消費に与える影響については、これまで何度も訴えてまいりましたが、現在の税抜価格表示から消費税額を含む総額表示に切り替わることで、個人消費は確実に減退します。総額表示になれば、10%への消費税率引き上げ時に、一斉にあらゆる物の値段（販売価格）が 10%上昇したという強烈なインパクトを消費者に与え、消費マインドは冷え込み消費行動が間違いなく慎重になります。これにより G D P の 6 割を占める個人消費が減少することで、景気は大き

く落ち込みます。

特に、軽減税率の適用対象となる食料品については、軽減税率が適用されるにもかかわらず、税抜価格表示であったものが総額表示になることで、消費者に対しては、あたかも大幅な価格上昇が生じたように見え、個人消費の大きな減退を惹起する恐れがあります。

政府は、消費税の10%引き上げによる個人消費の減退を招かないよう、細心の注意を払って色々な対策メニューを検討しているようですが、総額表示によって肝心の消費者心理が落ち込んでしまうようなことがあれば何の意味もありません。私どもとしては、税抜価格表示をすることが、優先されるべき景気対策であると考えております。

2. デフレ化の一因となる総額表示義務に反対します！

2004年に総額表示が義務化された当時、店頭においては消費税額を含む総額での表示に一斉に取り組みましたが、消費者に値ごろ感を訴求することができず、すると消費の減退を招いてきたものと考えています。つまり、個人消費が力強さを欠く中で、総額表示による価格上昇が値頃感ある価格設定を制約してサプライチェーン全体の価格設定の自由に影響し、デフレを招く一因となったと強く懸念しています。

価格表示に係る特例措置の実施以降、価格表示は事業者の選択に任されてきていますが、消費者との関係においては、現実に特段の混乱や支障なく、日々の営業活動が行われています。

消費税額を含む商品の価値をどのように方法で表示すべきかについては、本来法律で一律に課すべきものではなく、事業者と事業者、事業者と消費者との関係において、事業者が自ら適切な方法を選択し実施すべき問題であり、混乱や支障のない現状からみても、価格表示の方法はそれぞれの業界の適性にあわせて事業者の選択に任せるべき問題と考えています。

以上

平成 31 年 3 月 吉 日

会 員 各 位

一般社団法人 日本加工食品卸協会
税務問題対応W・G
軽減税率対応システム専門部会
< 公 印 省 略 >

消費税軽減税率対応に係る仕入先と得意先へのご確認とご依頼事項資料のご提供

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より弊協会の活動にご理解とご支援を賜り、誠に厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 11 月に業界としての消費税軽減税率対応の「消費税軽減税率対応企業間取引の手引き（第 2 版）」を公開させていただきましたが、当協会として、仕入先と得意先への業務処理のご確認とご依頼についての資料を取り纏めましたので、ご案内申し上げます。

また、ご参考資料を添付いたしましたので、合わせてご活用ください。

敬具

（添付）

- 【仕入先対応】消費税軽減税率に係る業務処理のご確認とご依頼について
- 【得意先対応】消費税軽減税率に係る業務処理のご確認とご依頼について
- 【ご参考】《商品適用税率の提供》推奨フォーマット
- 【ご参考】財務省提供資料「販売奨励金（いわゆるリベート等）について【未定稿】」
- 【ご参考】財務省提供資料「容器保証金に係る適用税率について【未定稿】」

【仕入先対応】消費税軽減税率に係る業務処理のご確認とご依頼について

1. 適用税率

(1) 商品の適用税率

メーカーが判定した税率とします。

(2) 各種リベートの適用税率

各種リベートの適用税率は、以下のとおりとします。

なお、適用税率の判定にあたり、そのリベートの性質を明確にするため、必要に応じて契約書等の見直しを行うものとします。

① 販売促進の目的で商品の販売数量に応じて支払われるリベートのように、仕入割戻に該当するものであれば、その商品に基づく税率を適用します。

なお、上記以外に卸から小売への販売実績（数量、金額等に基づく）や、小売から消費者への販売実績（数量、金額等に基づく）をもとに算出されるリベートについても同様に、その商品に基づく税率を適用します。

② POP代・物流補助等に対して支払われるリベートのように、役務提供の対価に該当するものであれば、標準税率を適用します。

(注) 適用税率の判定はあくまでも取引の目的・性質によるため、例えば下記の具体例にある名称に変更ただけで、適用税率を変更することはできない点に留意願います。

(具体例)

- 基本リベート : 仕入割戻に該当するものであればその商品に基づく税率、役務提供の対価に該当するものであれば標準税率
- 運賃 : 標準税率。ただし、送料込みで販売し、別途運賃を求めない場合には、商品に基づく税率
- 拡売協力金 : 仕入割戻に該当するものであればその商品に基づく税率、役務提供の対価に該当するものであれば標準税率
- センターフィー : 標準税率
- チラシ代、ギフトカタログ代、コマ代等の販促活動の対価 : 標準税率

2. 新旧税率の判定

(1) 仕入・返品における新旧税率判定の基準日

下記、計上日を基準とし、新旧税率を判定します。

① 仕入計上日：卸側に納品された日、直送はメーカー出荷日

※ 卸の判定した適用税率がメーカーの適用税率と異なる場合は、
メーカーの適用税率を優先します。

② 返品計上日：返品出荷日

(2) リベートにおける新旧税率の判定

- ① 10月1日以降、新税率が適用された商品の仕入割戻または役務提供の対価に該当するリベートは、新税率を適用します。
なお、旧税率が適用された商品の仕入割戻および9月までに完了した役務提供の対価に該当するリベート精算が10月以降なったとしても旧税率を適用します。
- ② リベート条件（期間条件）を満たした日が10月1日以降の場合、それが役務提供の対価に該当するリベートであれば、新税率を適用します。
例えば、8~10月の期間における販売実績に応じた目標達成時に確定する達成リベートについては、以下のとおりとします。
 - 役務提供の対価に該当するものは、10月に販売目標を達成した場合、8~9月の期間の販売実績に対しても新税率を適用します。
 - 仕入割戻に該当するものは、10月に販売目標を達成した場合でも、8~9月の期間の販売実績に対するものは旧税率を適用します。なお、9月までに達成した場合は、精算が10月以降であっても旧税率を適用します。

(3) その他

納品日および直送日等の日付情報がない場合は、対象商流日付で新旧税率を判定します。

3. 商品適用税率の提供

下記のとおり、メーカーは卸へ商品適用税率を提供願います。

(1) 商品規格書、見積書等の対応

商品規格書、見積書等に商品の税率（標準税率、軽減税率）と一体資産（軽減税率対象商品が2/3以上を占める商品）の項目を設け、情報提供願います。

(2) 業界共通データベース加盟企業

ジャパン・インフォレックス社運営(JII)の業界共通データベース加盟企業は、税区分を登録願います。

- ① 登録期間：ジャパン・インフォレックス社からのご案内またはご確認願います。
- ② 登録時の注意点

4月以降の商品登録の際は、税区分1（課税対象）の使用をお控え願います。

（税区分3：標準税率、5：軽減税率、7：一体資産（軽減対象商品が2/3以上を占める商品）のいずれかにて登録）。

(3) 業界共通データベース未加盟企業

ジャパン・インフォレックス社運営(JII)の業界共通データベース未加盟企業は、商品の税率（標準税率、軽減税率）と一体資産（軽減対象商品が2/3以上を占める商品）の情報提供願います。

- ① 提供期間 : 平成31年(2019年)4月1日~5月31日
- ② 提供フォーマット : 推奨フォーマット（添付）を参考に相対にて

4. 納品伝票等への税率付与

納品伝票への税率付与または税率ごとに納品伝票を分ける等の対応は、メーカーと卸の相対で対応願います。

なお、業界としては、現行どおりとし卸からの発注書は税率ごとに分けない、また、納品伝票に税率不要としています。

5. 内税・外税について

内税→外税または外税→内税へ変更する場合は、メーカーからの新価格を使用しますので、提供願います。

6. EDIについて

日食協標準EDI フォーマットの「出荷案内、請求、販売促進金請求・支払」におけるデータ交換を実施しているメーカーは、軽減税率制度に対応したフォーマットへ変更願います。
変更点は、以下を参照願います。

※ 消費税軽減税率対応企業間取引の手引き（第2版）P.56

http://nsk.c.ooco.jp/pdf/20181108_1.pdf

※ 日食協標準EDI フォーマット

<http://nsk.c.ooco.jp/ediformat.html>

7. 請求書・支払案内書

(1) 税率の明記

税率違い等の照合のため、税率等を明記願います。

(2) データ交換

データ交換を実施しているメーカーは、「6. EDIについて」対応願います。

以上

【得意先対応】消費税軽減税率に係る業務処理のご確認とご依頼について

1. 適用税率

(1) 商品の適用税率

卸が判定した税率とします。

(2) 各種リベートの適用税率

各種リベートの適用税率は、以下のとおりとします。

なお、適用税率の判定にあたり、そのリベートの性質を明確にするため、必要に応じて契約書等の見直しを行うものとします。

① 販売促進の目的で商品の販売数量に応じて支払うリベートのように、売上割戻に該当するものであれば、その商品に基づく税率を適用します。

② POP代・物流補助等に対して支払うリベートのように、役務提供の対価に該当するものであれば、標準税率を適用します。

(注) 適用税率の判定はあくまでも取引の目的・性質によるため、例えば下記の具体例にある名称に変更しただけで、適用税率を変更することはできない点に留意願います。

(具体例)

- 基本リベート : 売上割戻に該当するものであればその商品に基づく税率、役務提供の対価に該当するものであれば標準税率
- 運賃 : 標準税率。ただし、送料込みで販売し、別途運賃を求める場合には、商品に基づく税率
- 拡販協力金 : 売上割戻に該当するものであればその商品に基づく税率、役務提供の対価に該当するものであれば標準税率
- センターフィー : 標準税率
- 容器代金の返還 : 標準税率（容器の販売と整理）
- チラシ代、ギフトカタログ代、コマ代等の販促活動の対価 : 標準税率

2. 新旧税率の判定

(1) 売上・返品における新旧税率判定の基準日

下記、計上日を基準とし、新旧税率を判定します。

① 売上計上日：得意先側に納品された日、直送はメーカー出荷日

※ 卸の判定した適用税率が小売の適用税率と異なる場合は、卸の適用税率を優先します。

② 返品計上日：返品入荷日

(2) リベートにおける新旧税率の判定

- ① 10月1日以降、新税率が適用された商品の売上割戻または役務提供の対価に該当するリベートは、新税率を適用します。
なお、旧税率が適用された商品の仕入割戻および9月までに完了した役務提供の対価に該当するリベート精算が10月以降なったとしても旧税率を適用します。
- ② リベート条件(期間条件)を満たした日が10月1日以降の場合、それが役務提供の対価に該当するリベートであれば、新税率を適用します。
例えば、8~10月の期間における販売実績に応じた目標達成時に確定する達成リベートについては、以下のとおりとします。
 - ・ 役務提供の対価に該当するものは、10月に販売目標を達成した場合、8~9月の期間の販売実績に対しても新税率を適用します。
 - ・ 売上割戻に該当するものは、10月に販売目標を達成した場合でも、8~9月の期間の販売実績に対するものは旧税率を適用します。なお、9月までに達成した場合は、精算が10月以降であっても旧税率を適用します。

(3) その他

納品日および直送日等の日付情報がない場合は、対象商流日付で新旧税率を判定します。

3. 商品適用税率の提供

下記のとおり、卸から得意先へ商品の適用税率を提供します。

(1) 提供予定

卸からの商品適用税率の提供は、7月以降順次提供予定です。

(2) 提供方法

各卸と相対で対応願います。

(3) 商品規格書、見積書等

税率等の項目を設けた商品規格書、見積書等の書式変更は、各卸から案内します。

また、得意先指定書式の場合は、税率項目等を設定願います。

4. 納品伝票等への税率付与

納品伝票へ税率付与または税率ごと納品伝票を分ける運用の場合は、発注時より税率別に伝票番号を分けて頂くことを前提に相対での対応としますので、各卸へ連絡願います。

1 伝票に複数税率が混在した場合は、請求時に相対で調整させていただきます。

また、納品伝票請求の得意先は、請求明細書にて対応させていただきたく考えていますので各卸に確認願います。

5. 内税・外税について

原価を卸が内税→外税または外税→内税へ変更する場合は、卸より新価格を提供します。
また、売価を得意先が内税→外税または外税→内税へ変更する場合は、得意先より新価格を提供願います。

6. EOS・EDIについて

EOS・EDIでのデータ交換を実施している得意先は、以下の点について、協力願います。

(1) 流通BMS導入得意先

軽減税率対応仕様に準拠し対応願います。

対応は以下を確認願います。

※ 流通BMS協議会「標準メッセージと運用ガイドライン：基本形Ver2.0の標準仕様
(消費税軽減税率[区分請求書等保存法式]対応)」

http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/standard/standard01_1.html

(2) 流通BMS未導入得意先

流通BMS未導入の得意先は、対応について連絡願います。

また、流通BMSへ変更予定の場合は、早急に連絡願います。

(3) システム変更仕様書の提供

システム変更仕様書を4月末までに提供願います。

※ 各卸ではデータ交換を実施している得意先が多数あることから、遅れると対応が困難になることが想定されます。

7. 請求書・支払案内書

(1) 請求書

請求書送付先については、区分記載請求書等保存方式または適格請求書等保存方式に対応した請求書を送付します。

(2) 支払案内書

税率違い等照合のため、明細に税率等を相対で明記することをご確認・ご検討願います。

もし対応困難な場合は、照合確認のための窓口と対応について連絡願います。

(3) データ交換

データ交換を実施している得意先は、「6. EOS・EDIについて」のシステム変更仕様書を提供願います。

以上